

第11回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年7月22日
 告示番号 第7号
 会議年月日 令和元年7月26日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 金 野 隆
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主 査 西 卷 孝 志

本日の案件 第11回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時27分

議 長	<p>本日の出席委員は22名であります。 定足数に達しておりますので、第11回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、5番 鈴木勝委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に22番 佐藤圭一委員、23番 三浦善昭委員を指名いたします。</p> <p>書記には、千葉係長、西巻主査を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。</p> <p>「報告第23号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。</p> <p>一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。</p>
農地専門委員長	<p>それでは、第3回農地専門委員会の報告をいたします。</p>

開催日時、開催場所、出席者については、下の記載のとおりです。

協議内容、（１）収用委員会からの質問への回答について。

一関土木センターが、一般国道342号改築工事について、所有者不明土地を収用予定地として土地収用法に基づく裁決申請等を行い、岩手県収用委員会で審理が行われている内容に質問書が発出され、本市農業委員会に回答を求められたものです。

場所は、花泉町永井字三本木地内、登記地目は畑であります。

昭和50年の植林は農地法第4条第1項に違背する違反転用であるかとの質問に対し協議を行いました。

回答は、別紙2のとおり回答いたしました。

（２）買受適格証明願への対応について、資料は別紙3です。

民事執行法による農地等の売却の処理方法について、買受適格証明願の提出があり、この証明の扱いについて協議しました。

審議の結果、「次の理由により証明しません」と明記し、理由欄については、「願出地の一部に宅地があり、農地法第3条の申請適格を欠いているため」と記載することで決定しました。

なお、本件については総会に諮るのが通例ですが、次回総会、今日の総会までに間があることに鑑み、会長専決として処理するものといたしました。

（３）第4回農地専門委員会の開催について。

第4回委員会の開催期日、協議する内容、併せて同日の現地視察の場所等について協議し、7月17日に藤沢地域「営農型太陽光発電施設」を現地視察後に「令和元年度農地パトロール実施要領等」を協議議題とすることといたしました。

（４）地域農業マスタープランの実質化については、本で行われた研修会であります。

（５）一関市萩荘字打ノ目、農地転用違反への指導について。

一関地域にある農地転用違反による原状回復指導中の農地については、これまでの経過説明を事務局から受け、今後指導を強化していくことにいたしました。

以上を報告いたします。

続いて、第4回農地専門委員会の報告をいたします。

開催日時、開催場所、出席者については、記載のとおりですので割愛いたします。

4の現地視察、藤沢町藤沢字吉高にある営農型太陽光発電設備

について視察し、事業設置者等から説明を受けました。

また、その後、藤沢町藤沢字西口にある営農型太陽光発電設備も併せて視察しています。

5番、協議内容、(1) 令和元年度農地パトロール及び荒廃農地調査実施要領等について、協議いたしました。

各資料により事務局からの説明後に審議いたしました。

その結果、一関市農地パトロール実施要領(案)2ページの(6)の実施方法において現地にたどり着けない場所への措置として航空写真の利用を可とする旨文言修正することといたしました。

また、利用意向調査を郵送する場合、担当地域の各委員にも知らせるべきとの意見がありました。

(2) 買受適格証明願への対応について、これは再協議であります。

第3回委員会で農地法3条の申請適格を欠いていることから証明できないと回答することといたしましたが、その後に東北農政局から、農地部分を特定した上で証明するのが妥当であり、証明は農地面積を「内数」で表示し、許可すべきとの指導がありました。

その後、一関地方裁判所との協議も踏まえて、農地面積を「内数」として証明することが妥当であると決定し、今総会に議案提出することといたしました。

(3) 一関地域違反転用者への指導結果等について。

6月27日に農業委員等が現地で立ち会い指導を行った結果について報告を受け協議し、引き続き現地指導を行っていくことといたしました。

(4) その他ということで、一関景観農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について。

農政課を通じ農業委員会に対し意見を求められていることに対する報告を受け、協議を行い回答について了といたしました。

以上、報告いたします。

議

長

以上で「報告第23号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第23号の質疑を終わります。

議

長

次に、「報告第24号 専決処分報告について」を上程いたし

局長

ます。

局長より説明いたさせます。

それでは、2ページをお開き願います。

報告第24号、専決処分の報告についてご説明をいたします。

農地法第3条の3の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年7月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から7ページの第14号までの14件、12名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第24号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長
議長

なければ、報告第24号の質疑を終わります。

次に、「議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局長

8ページをご覧願います。

議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請7件でございます。

第1号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理できな

いことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

8ページから9ページにかけてであります。第3号についても、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第4号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものであります。

9ページから10ページにかけてであります。第5号については、貸付人が遠方に居住しており、管理できないことから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年7月25日までの5年間となっております。

第6号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものです。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

11ページをご覧ください。

次に、花泉地域に係る申請3件でございます。

第8号と第9号については、お互いの耕作の利便性を図るため、それぞれの農地を交換するものです。

11ページから12ページにかけてであります。第10号については、貸付人が経営移譲年金を継続受給するため、借受人に使用貸借権を再設定するものです。

貸借期間は、記載のとおり令和11年12月31日までの10年5ヶ月となっております。

13ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第11号については、譲渡人は譲受人の甥に当たりますが、遠方に居住しており、管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため、贈与により取得しようとするものです。

第12号については、譲受人が農地を取得して新たに農業を始め

ようとするものです。

譲受人は自営業で、現在は借家住まいですが、農地取得後は隣接する譲渡人所有の空き家を取得して入居する予定ということです。

農業については、かつて従事していた経験はありますが、農地取得後は大東町内の友人の支援を受けることとしており、きゅうり、水稲、牧草を作付けする営農計画書を提出しております。

なお、売買金額は、記載のとおりとなっております。

14ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

第13号についても、譲受人が農地を取得して新たに農業を始めようとするものです。

譲受人は、会社員で農業経験はありませんが、仕事は夜勤が多いため、日中農業に従事することは可能ということです。

農地と共に譲渡人所有の空き家も取得し、入居する予定です。

農業については経験はありませんが、千厩町内の譲渡人の親戚から支援を受けることとしており、水稲、ネギ、ニラ等を作付けする営農計画書を提出しております。

なお、譲受人は、本議案の第20号で千厩町の農地と共に藤沢町の農地についても取得の予定です。

千厩町、藤沢町両方合わせた売買価格は記載のとおりとなっております。

15ページをご覧ください。

第14号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第15号については、借受人が経営規模拡大に自作地と一体的に管理するため、使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの9年5ヶ月となっております。

16ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請3件でございます。

第16号については、もともとは譲受人の所有地であった農地を贈与により取得しようとするものです。

17ページをご覧ください。

第17号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年3月31日までの4年8ヶ月となっております。

第18号については、もともとは譲受人の所有地であった農地を、経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

18ページをご覧ください。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第19号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理できないことから、譲受人が経営安定のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第20号については、本議案の第13号において説明済みであります。

以上20件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第80号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の説明をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和元年7月12日、午前8時45分より、現地調査員、農業委員 永畠、佐藤、農地利用最適化推進委員 阿部、遠藤、菅原、渡邊、佐々木、事務局職員 阿部主任主事、千葉主任。

報告内容、第1号から第7号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法3条現地調査の報告をいたします。

調査日は令和元年7月12日、午前9時30分より、現地調査員 私 皆川、それから農地利用最適化推進委員 小野寺 安春、同じく千葉浩昭委員、支所職員 後藤産業経済課主任。

議 長

22番
佐藤 圭一 委員

議 長

3番
皆川 清喜 委員

議 長

11番
石川 誠司 委員

報告内容、第8号から第10号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認、航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから、問題ないと思われます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域から、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和元年7月12日、午前10時より、現地調査員、農業委員 私 石川、農地利用最適化推進委員 佐藤正夫、同じく菅原豊一、支所職員 熊谷香織産業経済課主査。

報告内容、第11号から第12号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

調査日は令和元年7月21日、午前10時より行っております。

調査員が農業委員 私 千田、それから推進委員が千葉、渡邊、支所職員が畠山産業経済係長。

報告内容が、第13号及び第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われます。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第3条現地調査報告書。

現地調査日、令和元年7月12日、午前11時より、現地調査員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、菅原委員、東山支所産業経済課より渡邊課長補佐。

報告内容、第10号については、現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響もないことから問題ないと判断しました。

議 長

13番
鈴木 初男 委員

議 長

4 番
千葉 綾雄 委員

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告書、室根地域。

現地調査日は7月16日、火曜日、午前9時30分より行いました。

現地調査員は農業委員 私 千葉です。

農地利用最適化推進委員 熊谷、岩渕、菅原、3名です。

支所職員として畠山産業経済課長補佐、それから土屋産業経済課主任主事。

報告内容、第16号から第18号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま

す。なお、現在、作付けなっておりますので報告いたします。

議 長

14番
畠山 信吾 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

調査日が令和元年7月12日、金曜日、午前10時10分より行っております。

調査員は農業委員といたしましては 佐々木 栄一委員と私 畠山、それから農地利用最適化推進委員は畠山誠志委員、菅原良博委員、佐藤泰雄委員でございます。

同行いたしました支所職員が鈴木産業経済課農林係長、佐藤主事でございます。

藤沢地域にあつては、第19号と20号について別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺地域への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

15番
遠藤 勝幸 委員

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

質問を承ります。

農地を取得して農業を始めたいという方が2名おりました。

農地取得は50a以上という要件があると思うのですが、要件が10aになった場合、この面積以下での取得について考えていたか

どうかというのはわかりますか。

わからなければわからないで今後の参考にしたいと思います。

なぜかという、春の総会で取得要件の緩和という意見がありました。今回取得される方が50a要件がなければもっと楽だったのではという気持ちがあったかどうかということがわかればと思います。

局長

ただいまのご質問ですが、この12号と13号の2件に農地を取得して農業をやりたいという今回の議案にかかっている件であります。これはどちらも農地のほかに住居も取得して、移住をして、農業を始めたいという希望を持っておられているものであり、もともと住居、農地をお持ちの方が全てを新しい方にお譲りをしたいという意向でありましたので、全ての農地を取得することで今回は話が進んだと聞いておりますので、下限面積要件が緩和になっていたらどうなったかというのはわからないところであります。いずれ、売り主と買い主が一致して話がまとまったということでございます。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

満場です。

よって、「議案第80号」を可と決します。

議長

次に「議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

それでは、19ページをお開き願います。

議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容を説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は6件でございます。

一関地域3件、花泉地域1件、大東地域1件、千厩地域1件で
ございます。

まず第1号は、借人が自社の資材置場が手狭となり、水道布設
替え等の事業を遂行するために必要な面積確保のため一時的な資
材置場、資材用倉庫等が直ちに必要であることから転用申請をし
ようとするものでございます。

農地区分は、農用地区域内の農地ではございますが、3年以内
の一時転用であることから転用に問題ないものと考えます。

第2号は、譲受人が4区画の宅地分譲を行うために転用申請す
るものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域内に存在する農地で
あることから第3種農地と判断いたしました。

20ページをお開き願います。

第3号は、譲受人が一般住宅用地1区画の宅地分譲を行うため
に転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域から第
3種農地と判断しました。

第4号は、親子間の使用貸借です。

譲受人は、現在借家住まいであり、手狭になってきていること
から自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第5号は、譲受人が自社に資材や残土を置く場所がないため、
自社で使用する資材等の置場等を確保する必要性が生じたことから
転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

21ページをお開き願います。

第6号は、譲受人が自己住宅用地の既存の擁壁が老朽化して危
険な状況にあるため、新たに擁壁を設置したいので転用申請する
ものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載されているとおりで
す。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定
に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満
たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

22番
佐藤 圭一 委員

以上で「議案第81号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします

第1号、申請地は、一関インターチェンジから南に約2kmの位置にあり、周辺は東・北側が宅地、西側が農地、南側が市道となっている。

申請人が自社の用に供するため、資材置場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第2号、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約570mの位置にあり、周辺は東側が宅地及び農地、西側が市道、南側が農地、北側が宅地となっている。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第3号、申請地は、一関市役所から南西に約1.8kmの位置にあり、周辺は東側が転用許可済みの現状宅地、西側が農地、南側が水路、北側が宅地となっている。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上です。

議 長

3番
皆川 清喜 委員

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第5条の現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、花泉支所から南東に約6.2kmの位置にあり、周囲は東・北側が農地、西側が雑種地、南側が県道となっ

議 長
11番
石川 誠司 委員

おります。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域から、農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日及び調査員は3条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は、大東支所から南西に約900mの位置にあり、周囲は東・南・北側が農地、西側が原野及び市道となっている。

申請人が自営の用に供するため資材置場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われました。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

千厩地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、千厩支所から北東に約5.8kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西・北側が宅地、南側がハウスとなっております。

申請人が自己住宅の擁壁を補強、設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。
以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第81号」を許可相当と決します。
局長補佐		次に、「議案第82号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 22ページをお開き願います。 報告第82号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見についての議案の内容を説明いたします。 次のとおり、農地法第5条許可申請書の取消願出書の提出があり、これを受理したので報告するものでございます。 本議案に係る報告は1件で、大東地域によるものでございます。 本案件は、譲受人が知人から所有権移転により「自己住宅」を建築する計画をしており、平成19年12月に県知事から許可を受けていたものであり、全額自己資金において建築の計画をしていたものでございますが、自己資金が不足するという理由から計画を断念したということでございます。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第82号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第82号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第82号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第83号 農地転用事業計画変更申請に対する意見

局長補佐

について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

23ページをお開き願います。

議案第83号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請で、一関地域4件、千厩地域1件、藤沢地域1件でございます。

初めに第1号から第4号までを一括で説明させていただきます。

本案は、平成29年5月15日付けで農地法第5条許可を受けて転用事業者が「高齢者向け賃貸住宅」を建築する計画でございましたが、土地所有者との賃貸契約内容に齟齬が生じたため、引き続き協議調整を重ねておりました。

その後も両者折り合いがつかず、事業者は「入居希望者を待たせる結果となる」との判断から早急に建築する必要があったため、別な場所へ賃貸住宅を建築したことで申請地への建築を断念したものでございます。

第5号は、転用事業者が平成30年11月16日付け農地法第5条による「公共工事に伴う現場事務所」として一時転用許可を受けておりましたが、岩手県発注の「経営体育成基盤整備事業清田地区第1号工事」の工事期間の3ヶ月延長に伴いまして、一時転用期間を令和元年11月30日まで延長しようとするものでございます。

第6号は、転用事業者が平成30年7月26日付け農地法5条による「土砂採取のための仮設道路及び運搬車両待機スペース」として一時転用許可を受けておりましたが、土砂の供給先である気仙沼地区の東日本大震災復興工事の進捗が大幅に遅れたため、令和2年5月頃まで工程が変更になったことから、一時転用期間を約1年間延長するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第83号」の説明を終わります。

審議願います。

質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第83号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p>
議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>満場です。</p> <p>よって、「議案第83号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第84号 買受適格証明願に対する可否について」を上程いたします。</p>
局長補佐		<p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>26ページをお開き願います。</p> <p>議案第84号 買受適格証明願に対する可否についての議案内容をご説明いたします。</p> <p>この案件につきましては、先ほど農地専門委員長からの報告にあるものでございます。</p> <p>「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」による買受適格証明願の提出があったので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>併せて、当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受申出人となり、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があった場合、許可することとしてよいか議決を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は1件で、千厩地域に係るものです。</p> <p>今回の買受適格証明願は、平成31年5月17日に盛岡地方裁判所一関支部において競売公告された差押財産の買受けに係るものです。</p> <p>入札期間は平成31年7月24日から平成31年7月31日まで、開札の期日は平成31年8月7日、午前10時、売却決定期日は平成31年8月14日、午後1時となっております。</p> <p>競売対象の土地についての所在地番、地目、面積、願出人は記載のとおりであり、経営規模拡大のため取得しようとするものです。</p> <p>なお、効率的な利用や周辺農地への影響、面的利用の分断など農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第84号」の説明を終わります。</p>

10番 佐藤 和威治 委員 局長補佐		<p>審議願います。 これは2分の1の共有になるということでございますか。</p> <p>別々でございます。</p> <p>1、2と書いてありますが、農地専門委員長の資料にもございますとおり、入札者が2人ということでございます。</p>
議 長 10番 佐藤 和威治 委員		<p>競売に2人が参加するということです。 証明願の分ですね。</p>
議 長		<p>証明願です。 他にございませんか。 (なしの声あり)</p>
議 長		<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第84号 買受適格証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議 長		<p>満場です。 よって、「議案第84号」を可と決します。</p>
議 長		<p>次に、「議案第85号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 それでは27ページをお開き願います。</p>
局長補佐		<p>議案第85号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容をご説明いたします。 一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めます。 29ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、利用権貸借が9件、所有権移転が3件、農地中間管理機構に係る貸借で個別案件が1件でございます。 初めに利用権貸借ですが、第1号から31ページの第4号までは、一関地域に係る申請です。 次に第5号から34ページの第8号までの6件は、花泉地域に係る申請で、35ページ、第9号は、藤沢地域に係る申請でございます。</p>

す。

36ページをお開き願います。

次に所有権移転でございますけれども、第1号は一関地域に係る申請であり、36ページから38ページ、第2号、第3号は藤沢地域に係る申請でございます。

そのうち第2号案件でございますが、養豚の「育成用離乳豚舎の増設」を図ろうとするもので、認定農業者である農地所有適格法人へ売買により所有権移転を行うものです。

事業計画については、お配りしております資料の右上に「議案第85号 所有権移転 番号2号資料」と表示のある資料を配布しておりますのでご覧願います。

まず、会社の概要については、番号2号資料をお目通しいたきたいと存じます。

当該土地の選定した理由ですが、計画目的の達成や生活環境への影響を考慮した場合、既存農場の拡張が最も望ましいことから、既存農場周辺の土地を候補地として土地の利用規制のクリア、周辺農地への影響、土地の権利者の同意条件をもとに調査し選定したものでございます。

付近の農地及び農作物への被害防除措置については、国営中山団地内に所在する農地に、介在又は隣接する農地は存在いたしますが、市道や農道が介在していることから日照の影響がなく、東側の土地、整備済みの自社農場、整備中の自社農場があり、被害は想定されません。

用排水計画は、雨水は用悪水路へ、排水は整備中の排水処理施設で浄化处理し放流する計画でございます。

以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合すること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上でございます。

以上で「議案第85号」の説明を終わります。

審議願います。

確認ですが、今回の総会の資料、事前送付いただきましたが、その中にこの議案の決定日は令和元年7月26日付ということで事

議 長

10番
佐藤 和威治 委員

前送付いただきました。

このとおり、本日付でこの計画書は作成されたのでございますか。

局長補佐

計画書の日付について本日付でよろしいのかというご質問ですが、この日付でよろしゅうございます。

議

長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議

長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第85号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

満場です。

よって、「議案第85号」を可と決します。

議

長

次に、「議案第86号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

それでは39ページをご覧ください。

議案第86号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容をご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものでございます。

41ページをご覧ください。

本議案に係る申請は、貸借の移転が1件でございます。

第1号は、大東地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細については記載されているとおりでございますのでご覧ください。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議

長

以上で「議案第86号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第86号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p>
議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>満場です。</p> <p>よって、「議案第86号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第87号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p>
局長補佐		<p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは42ページをお開き願います。</p> <p>議案第87号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否について決定を求めるものでございます。</p> <p>本議案に係る申請は42ページから43ページまでの5件で、一関地域4件、室根地域1件でございます。</p> <p>申請の内容は記載されているとおりでございます。</p> <p>ご覧願います。</p>
議	長	<p>いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第87号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。</p>
22番	佐藤 圭一 委員	<p>まず一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約1.9kmの位置にあり、周囲は東側が宅地及び山林、西側が農地、南側が農地及び山林、北側が市道となっております。</p> <p>平成6年頃から〇〇は駐車場として利用しており、また、〇〇</p>

は耕作管理ができず原野化しているため、既に農地性は失われております。

第2号、申請地は、JR山ノ目駅から北東に約5.2kmの位置にあり、周囲は東・北側が農地、西側が市道、南側が宅地となっております。

昭和58年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われております。

第3号、申請地は、一関インターチェンジから南に約800mの位置にあり、周辺は東側が市道、西・南側が宅地、北側が農地となっており、平成18年4月に農地転用許可を取り、地域の駐車場として利用していたため、既に農地性は失われております。

第4号、申請地は、JR一ノ関駅から北に約580mの位置にあり、周囲は東側が雑種地、西・北側が宅地、南側が市道となっている。

平成10年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

4番

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

千葉 綾雄 委員

室根地域、報告いたします。

農地法適用外現地調査日は3条と同一でございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は、室根支所から南に約4.8kmの位置にあり、周囲は西側が農地、東側は山林、北側が宅地となっている。

平成5年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われております。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第87号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第87号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第88号 一関景観農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

それでは44ページをご覧願います。

こちらの方についても、先ほど農地専門委員長の方の報告にありました委員長報告、ここに第4から5に図面がついておりますので、そちらをご覧になりながらお願いしたいと思います。

議案第88号 一関景観農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての議案の内容をご説明いたします。

一関市長より、一関景観農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものでございます。

当市では、世界遺産「平泉」の関連資産として世界遺産拡張登録を目指す、「骨寺村荘園遺跡」の歴史的景観と伝統的農村景観の保全・継承のため「本寺地区景観計画及び一関景観農業振興地域整備計画」を策定しております。

景観農業振興地域整備計画の50ページ、番号2、景観農業振興地域整備計画の区域において平成31年2月に本寺地区景観計画を変更し、対象範囲の北側にバッファゾーンを拡大いたしました。

この拡大部分については、先の報告第23号での第4回農地専門委員会委員長報告資料6ページに図面がついておりますので、これをご覧ください。

今回は、この「区域拡大」部分について意見を求められているものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第88号」の説明を終わります。

審議願います。

11番
石川 誠司 委員

48ページの中ほどに5月下旬から7月の中旬、公告・縦覧、おむねという文言がございますが正確な日数を記載すべきだと思います。公文書として好ましくないと感じました。

局長補佐

ご指摘の点、私も同様に思います。どの条文に記載されているかを調べてございませんでしたが、法令に規定されている日数と

11番
石川誠司委員

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

いうのがあるはずでございます。

担当課が経過としておおむねという文言を使ったものと私の方では解釈しております。

1週間、10日といった表現なら分かるのですが、おおむねという表現には疑問が残るので、今後は確認のうえ、提案いただければと思います。

ほかにご覧いませんか。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第88号 一関景観農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

満場です。

よって、「議案第88号」を可と決します

以上で全議案が終了いたしました。

第11回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時30分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員